

勝浦町住宅リフォーム補助金交付要綱

令和2年4月1日
勝浦町告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、町民の居住環境の維持及び向上、地域経済の活性化を促進するとともに町内への定住人口の増加を図るため、町内施工業者を利用した住宅のリフォーム工事に要する経費の一部を補助金として交付することに関して、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用住宅 自己の居住の用に供している建築物で町内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 店舗、事務所、賃貸住宅その他事業の用に供する部分が存する建築物で住居部分が2分の1以上あるものをいう。
- (3) 空き家住宅 町内に存する空き家をいう。
- (4) 町内施工業者 町内に本店を有する法人の施工業者又は町内に住所を要する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民にあつては、勝浦町に居住し、本町の住民基本台帳に登録されていること（第4条第2号に該当する場合はこの限りでない）。転入予定者にあつては、リフォーム工事完了後、実績報告までに勝浦町へ転入していること。
- (2) 補助対象者及び同一世帯の者に住民税、固定資産税、軽自動車税等の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者及び同一世帯の者が、勝浦町暴力団排除条例（平成24年勝浦町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅は町内に存在する、次のいずれかに該当する住宅とし、固定資産税が滞納されていない住宅とする。

- (1) 補助対象者が所有（未相続未登記の場合を含む）し現に生活の本拠として自己が居住している専用住宅。当該住宅が併用住宅の場合は、居住専用部分を対象とする。
- (2) 補助対象者が第三者に貸し出すことを目的にリフォーム工事を行う空き家住宅。
- (3) 補助対象者が購入、又は相続で取得し、自ら居住する空き家住宅。

(4) 補助対象者が借り受けた空き家住宅。

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、町内施工業者により実施する住宅リフォーム工事とし、町長が別に定める。ただし当該工事に係る費用が10万円以上のものに限る。

2 リフォーム工事と併せて耐震改修や耐震シェルター、減災化の工事を実施する場合は、補助対象部分が重複していないことを条件とする。ただし、耐震改修や耐震シェルターと併せてスマート化工事を行う場合は、リフォーム補助金の対象としない。

3 補助金の申請を行った工事は、年度末までに完了し、実績報告を終えるものであること。

(補助金交付額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額(その額が30万円を超えるときは30万円)とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅及び同一補助対象者について1回を限度とし、共有名義の住宅については共有者のうち1人に限り行うものとする。ただし、第4条第2号に該当する場合は、移住促進及び空き家解消の観点から、同一住宅につき1回、同一補助対象者につき2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書、登記完了証その他の対象住宅についての所有権を証する書類(当該対象住宅が登記されていない場合にあっては、固定資産評価額証明書その他対象住宅の所有者を確認することができる書類)、賃借物件をリフォームする場合は、賃貸借契約書の写し及びリフォーム内容に関する両者の同意書

(2) リフォーム工事に係る契約書又は請書及び見積書の写し

(3) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等

(4) 施工前の現場写真(外観・施工箇所各所)

(5) 世帯全員の住民票及び納税証明書(勝浦町民の場合は添付不要)

(6) 未相続未登記の場合は、所有者との関係性が分かる書類(戸籍謄本等)

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、審査する上で必要に応じて現地調査を行うことができる。

3 町長は、第1項の決定に当たり条件を付すことができる。

(変更申請等)

第10条 前条の決定通知書を受けた補助対象者が、補助金に係る当該リフォーム工事の内容を変更し、又は当該リフォーム工事を中止しようとするときは、補助金交付変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更が無く、補助対象経費の3割以内の変更は除く。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、補助金交付変更承認決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、工事完了後、補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出して審査又は調査を受けなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) リフォーム工事に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (2) リフォーム工事施工中及び完了後の施工箇所の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、審査する上で必要に応じて現地調査を行うことができる。

(補助金交付確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金交付の請求をするものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は補助対象者名義の口座に限るものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、町長は、期限を定め、申請者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者が、補助金交付確定日から起算して5年以内に、町外へ転出したとき。ただし、勝浦町に住所を有し、他の住宅に転居する場合や、死亡・入院その他やむを得ない事情がある場合は除く。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、勝浦町住宅リフォーム補助金交付取消通知書（様式第8号。以下「取消通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による返還を求める補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

4 町長は、第2項の取消通知書を受けた補助対象者から再申請があったときは、申請書を受理しないことができるものとする。

（雑則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日告示第14号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表1（第14条関係）

交付確定日から取消事由が発生した日までの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付決定額の100%
1年以上2年未満	交付決定額の80%
2年以上3年未満	交付決定額の60%
3年以上4年未満	交付決定額の40%
4年以上5年未満	交付決定額の20%